

# 令和7年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託に係る企画提案応募要領

## 1 業務名

令和7年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託

## 2 業務目的

沖縄県が作成した「沖縄県平和祈念資料館及び八重山平和祈念館展示更新基本構想」及び「沖縄県平和祈念資料館及び八重山平和祈念館展示更新基本計画（素案）※」に基づき、平和祈念資料館及び八重山平和祈念館の展示に係る基本設計及び有識者で構成する監修委員会の運営等を行うことを目的とする。

※基本計画の策定後（令和7年8月予定）は、素案ではなく、同計画によるものとする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 予算額

49,423,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

※うち、3,243,000円は、監修委員会等に係る謝金及び旅費を計上すること。

## 5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (5) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 本業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 本業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有すること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する 1 名以上の主たる担当者を割り当てること。
- ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員は、本業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 7 月 28 日（月）	質問受付締切	※正午必着
令和 7 年 7 月 30 日（水）	質問回答	
令和 7 年 7 月 31 日（木）	参加申込書提出締切	※正午必着
令和 7 年 8 月 12 日（火）	企画提案書等提出締切	※正午必着
令和 7 年 8 月 13 日（水）	一次審査（書類選考）	結果通知
令和 7 年 8 月 20 日（水）	二次審査（プレゼンテーション）	
令和 7 年 8 月 21 日（木）	最終審査結果通知	
令和 7 年 8 月下旬	契約	

## 7 応募方法等

- (1) 本企画提案に係る質問及び回答
- ア 質問受付期限：令和 7 年 7 月 28 日（月）正午必着
- イ 質問方法：質問書【様式 8】を「12 提出及び連絡先」へメールで提出後、電話にて送信確認を行うこと。
- ※件名は【令和 7 年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託に関

する質問】とすること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

ウ 回 答：令和7年7月30日（水）までに、沖縄県公式ホームページ内に  
回答を掲載（個別に回答はしない）。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限：令和7年7月31日（木）正午必着

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：「12 提出及び連絡先」へ持参または郵送（簡易書留等）により提出  
すること。

※本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加申込を行った者に限  
る。

※郵送の場合は、封筒に「参加申込書在中」と表書きし、簡易書留等配達  
の記録がわかる方法により、期限までに提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和7年8月12日（火）正午必着

イ 提出書類：8に定める全ての書類。

ウ 提出方法：「12 提出及び連絡先」に持参または郵送（簡易書留等）により提出  
すること。

※応募は、1企画提案者（共同企業体）につき1件限りとし、提出期限後の  
追加、差し替え及び再提出は認めない。

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

※郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と表書きし、簡易書留等配達  
の記録がわかる方法により、期限までに到達するように提出すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日 時：令和7年8月20日（水）（予定）

イ 場 所：沖縄県庁会議室（予定）

※7(3)にて提出された書類により応募資格等に関する一次審査（書類審査）  
を行い、選定された者に対しては二次審査（プレゼンテーション）の実施  
日時等を電子メールにて通知する。選定されなかった者に対しては、結果  
のみを通知する。

※提案者は、企画提案書に沿って提案内容を説明するものとし、資料の追加  
及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

※説明時間20分程度、質疑時間20分程度を想定。

## 8 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書 【様式1】（7(2)のコピー）

イ 会社概要 【様式2】

ウ 過去の類似業務実績【様式3】

エ 担当予定者の経歴 【様式4】

オ 企画提案書 【様式任意、A4版縦横自由、15頁以内】

※以下の項目の記述を必須とする

① 提案内容及び実施方法

「令和7年度沖縄県平和祈念資料館展示更新基本設計業務委託企画提案仕様  
書」に沿って作成すること

- ② 業務の実施体制
- ③ 業務スケジュール

- カ 経費見積書 【様式 5】
- キ 共同企業体協定書 【様式 6】 ※共同企業体による応募のみ
- ク その他、法人等の概要がわかる参考資料等
- ケ 誓約書 【様式 7】

(2) 提出部数

- ア 上記(1)ア～クは各 10 部
- イ 上記(1)ケは 1 部 (原本)

(3) 製本方法

A 4 版 (片面・カラー印刷)、上記(1)ア～クを一式として、適宜インデックス、長辺パンチ 2 穴、クリップ止め。

## 9 経費見積について

(1) 49,423,000 円以内 (消費税及び地方消費税含む)

※この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記すること。

(2) 積算項目は以下の内容とすること。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費
  - ① 委員に係る謝金・旅費 (監修委員会・部会) 3,243,000 円を計上すること
  - ② 先進地視察に係る旅費 (委員 5 名分を含む)
  - ③ 交通費
  - ④ 消耗品費
  - ⑤ 印刷製本費
  - ⑥ 通信運搬費
  - ⑦ その他必要経費 (詳細がわかるよう記載すること)

ウ 再委託費

エ 一般管理費 ( (直接人件費 + 直接経費 - 再委託) × 10% 以内)

オ 消費税

※各経費については、回数、個数等の見積条件がわかるように明記すること

※該当しない項目については記載不要

## 10 評価及び契約

(1) 企画提案の評価

関係者で組織する企画提案選定委員会において企画提案書の審査を行い、順位上位のものが優先交渉権者となり、不調の場合は、次順位以下を繰り上げる。また、評価にあたり必要と認める企画提案者に対して疑義照会を行うことがある。

(2) 評価項目

企画提案書の記載事項に基づき評価を行う。

(3) 結果の通知

全ての企画提案者に対し、電子メールにて選定結果を通知する。  
評価の内容、審査の経過については公表しない。  
選定結果についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

(4) 契約

ア 契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。

ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 11 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本事業の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (4) 1事業者又は1共同企業体につき、企画提案は1件とする。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則として認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
  - イ 企画提案書等提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反する場合
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 事業の実施に当たっては、沖縄県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全てを実施するものではない。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託業者とで別途協議して決めることとする。

## 12 提出及び連絡先

〒901-0333 沖縄県糸満市字摩文仁 614-1

沖縄県平和祈念資料館（担当：嶺井、比嘉）

E-mail: xx021070@pref.okinawa.lg.jp

電話:098-997-3844